

生計維持者に係るQ&A【令和8年6月25日版】

※奨学生採用後は、申込者本人を奨学生に読み替えてください

【1. 基本的な考え】

Q1-1 奨学金の申込みにおいて、「生計維持者」のマイナンバーを提出したり、資産額を申告したりすることが必要とのことですが、「生計維持者」とは誰のことですか。

A1-1 父母がいる場合、原則として父母(2名)が「生計維持者」となります。

この場合、申込者本人との同居・別居の別、収入の有無・多寡は問いません。

父母ともにいない場合は、申込者本人の学費や生活費を負担している人(複数いるときは主な人)1名が「生計維持者」となり、そのような人がいない場合は申込者本人が「生計維持者」となります(独立生計者)。

なお、これらは原則的な考え方であり、個別のケースについては、下記のとおり取扱います。

【2. 父母ともにいる場合】

Q2-1 父は単身赴任で別居しており、申込者本人は母と同居しています。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A2-1 父母(2名)です。

Q2-2 申込者本人は父母と同居しており、父は働いていますが、母は専業主婦で無収入です。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A2-2 父母(2名)です。

Q2-3 申込者本人は父母の住んでいる実家を離れてアパートで(又は寮などで)暮らしています。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A2-3 父母(2名)です。

Q2-4 両親ともに自己破産しました。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A2-4 父母(2名)です。

※他にも以下の事例においては、父母(2名)が「生計維持者」となります(父母が「生計維持者」となる場合は祖父母や兄姉等は「生計維持者」に含まれません)。

- ・申込者本人は父母と離れて暮らす兄と同居している
- ・父母は生活保護を受給しており、申込者本人は大学に入るため世帯を分離している
- ・申込者本人は父と折り合いが悪いため一人暮らしをしている
- ・父母は生活保護を受給しており、申込者本人は大学に入るため世帯を分離し、父母と離れて暮らす社会人の兄と同居している 等

Q2-5 父母は無職で、祖父から援助してもらっています。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A2-5 原則、父母(2名)が「生計維持者」となります。

ただし、申込者本人と父母とが明らかに同一生計と認められない場合(例:父母と別居し、連絡がつかないような状況)にあつては、父母ではなく、祖父が「生計維持者」となります。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類(*)の提出を後日求める場合があります。

Q2-6 申込者本人が結婚しており、父母とは戸籍も住居も分かれています。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A2-6 別戸籍であっても、父母がいる場合、原則として父母(2名)が「生計維持者」となります。

ただし、父母と同一生計とは認められない場合(例:実態として父母から学費や生活費の援助を一切受けず、申込者本人の配偶者が学費や生活費を負担している場合であつて、申込者本人が自身の配偶者の住民税の扶養控除対象となっているような場合)にあつては、父母ではなく、申込者本人の配偶者(1名)が「生計維持者」となります。

Q2-7 申込者本人が結婚しており、申込者本人が自身の配偶者を扶養しています。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A2-7 納税手続きにおいて、申込者本人が配偶者の扶養者となっている場合は、申込者本人(1名)が「生計維持者」となります(独立生計者)。

Q2-8 申込者本人は、自身のアルバイト収入で生計を立てており、父母からの経済的支援はありません。「生計維持者」を申込者本人としてよいですか。

A2-8 父母がいる場合、原則として父母(2名)が「生計維持者」となります。特別な事情のない者は、申込者本人のアルバイト収入で生計を立てていたとしても申込者本人(1名)を「生計維持者」とすること(独立生計者)は認められません。

申込者本人が「生計維持者」(独立生計者)として認められる場合は、父母ともに死別・絶縁状態・行方不明の場合や父母からの暴力等から避難している場合で、日常的に学費や生活費を申込者本人が負担している場合等となります。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類(*)の提出を後日求める場合があります。

Q2-9 父母はいますが、父は現在、海外に居住しています。申込者本人は母と生活していますが、父からは一切の援助はありません。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A2-9 父母がいる場合、同居・別居の別にかかわらず、原則として父母(2名)が「生計維持者」となります。海外にいる父から一切の援助がない場合であっても、連絡がつく状態であれば、「生計維持者」は父母となります。

ただし、以下の事例のように父からは一切の支援を得られず、同一生計を認められない場合は、母(1名)を「生計維持者」とすることができます。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類(*)の提出を後日求める場合があります。

- ・父が行方不明(Q3-1 参照)
- ・父とは絶縁状態であり、連絡がつかない
- ・父からの暴力等から避難をするために別居している(Q2-10 参照)

Q2-10 父母はいますが、父からの暴力等から避難しています。申込者本人は母と生活しており母の扶養となっています。父からは一切の援助はありませんが、この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A2-1 父からの暴力等から避難している場合は、母(1名)が「生計維持者」となります。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類(*)の提出を後日求める場合があります。

【3. 父母ともにいるが、連絡、意思疎通が困難等の場合】

Q3-1 父母は生存していますが、父は行方不明で申込者本人は母と同居しています。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A3-1 母(1名)が「生計維持者」となります。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類(*)の提出を後日求める場合があります。

※他にも以下の事例においては、母(1名)が「生計維持者」となります(原則、その他の親族等は「生計維持者」には含みません)が、事実関係が確認できる書類の提出を後日求める場合があります。

- ・申込者本人と母は、父からの暴力等から避難するため父とは別居している
- ・父は精神疾患、意識不明等で意思の疎通ができず申込者本人は母とともに生活している 等

Q3-2 父母ともに行方不明で、祖父母と同一生計で暮らしています。「生計維持者」は祖父母(2名)でしょうか。

A3-2 祖父母のうち、主に生計を維持している人(1名)が「生計維持者」となります。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類(*)の提出を後日求める場合があります。

Q3-3 特別養子縁組をしている養父母と同居しておりますが、養母は認知症のため意思の疎通が困難な状況です。実の父母とは養子に入る時に親子関係が消滅しています。「生計維持者」は誰ですか。

A3-3 特別養子縁組をしている場合、実の父母の現在の状況にかかわらず、特別養子縁組をしている養父母2名が生計維持者となります。養母と意思の疎通が困難な場合は、養父1名が「生計維持者」となります。

Q3-4 父は2年前から寝たきりで意思の疎通が図れません。父の障害年金と母の収入で生活していますが、この場合の「生計維持者」は父母(2名)ですか。

A3-4 母(1名)が「生計維持者」となります。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類(*)の提出を後日求める場合があります。

Q3-5 父母は離婚していませんが、父とは別に暮らしており、母は精神的な病により入院中で意思の疎通が図れません。そのため申込者本人は、祖母、叔父と同居しています。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A3-5 申込者本人との同居・別居の別を問わず、原則として父母(2名)が「生計維持者」となります。傷病等により母と意思疎通が図れない場合は、父(1名)が「生計維持者」となります。

ただし、別居している父からは一切の支援を得られず同一生計と認められない等の場合には父も生計維持者とはせず、日常的に学費・生活費を負担している主たる方 1 名(祖母か叔父のいずれか)が「生計維持者」となります。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類(*)の提出を後日求める

場合があります。

【4. 社会的養護を必要とする人(注)である(あった)場合】

「社会的養護を必要とする人」とは、次のいずれかに該当する人のことをいいます。

- (1) 満 18 歳となる前日時点で、児童養護施設等に入所等(※)の措置または一時保護の措置を受けていた人
 - (2) 満 18 歳となる前々日以前に奨学金に申し込む場合であって、申込時点で児童養護施設等に入所等(※)の措置または一時保護の措置を受けていた人
 - (3) 高等学校等を卒業することにより満 18 歳となる日の前日までに児童養護施設等への入所等(※)の措置または一時保護の措置を解除された人
 - (4) 児童養護施設等から大学等に通学することが認められている人や、満 18 歳となった日以降大学等に進学するまでに児童養護施設等に入所等(※)の措置または一時保護の措置を受けていた人
- ※ 児童養護施設への入所、児童自立支援施設への入所、児童心理治療施設への入所、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を行う者への委託、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者への委託、里親への委託

Q4-1 申込者本人は児童養護施設で生活しており「社会的養護を必要とする人」に該当)します。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A4-1 父母の有無に関わらず、「社会的養護を必要とする人」に該当する場合は、申込者本人(1名)が「生計維持者」となります(独立生計者)。この場合、施設に入所している又は入所していた証明書の提出が必要です。(「社会的養護を必要とする人」に該当しない場合は、「基本的な考え方」(Q1-1 参照)に基づいて判断されます。)

Q4-2 申込者本人は 18 歳時点(満 18 歳となる前々日以前に申し込む場合は奨学金申込時点)で児童養護施設に入所していましたが、現在はひとり暮らしをしています。家賃や生活費は父母が支払っていますが、この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A4-2 満 18 歳となる日の前日(満 18 歳となる前々日以前に申し込む場合は奨学金申込時点)において児童養護施設に入所していた場合は「社会的養護を必要とする人」に該当します。その場合、申込者本人(1 名)が「生計維持者」となります(独立生計者)。

Q4-3 申込者本人は、高校卒業までは里親と生活していました。両親(又は父母のどちらか)が健在ですが、この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A4-3 満 18 歳となる日の前日において里親に養育されていた場合は「社会的養護を必要とする人」に該当します。その場合、申込者本人(1 名)が「生計維持者」となります(独立生計者)。

Q4-4 申込者本人は、高校卒業までは里親と生活していました。このたび結婚し、申込者本人が自身の配偶者の住民税の扶養控除対象となりました。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A4-4 満 18 歳となる日の前日において里親に養育されていた場合は「社会的養護を必要とする人」に該当します。その場合、申込者本人(1 名)が「生計維持者」となります(独立生計者)。

- Q4-5 申込者本人は、満 18 歳となる日以降に児童養護施設に入所しました。現在は児童養護施設から学校へ通っています。この場合の「生計維持者」は誰ですか。
- A4-5 満 18 歳となる日以降に児童養護施設に入所した場合も「社会的養護を必要とする人」に該当します。その場合、申込者本人(1 名)が「生計維持者」となります(独立生計者)。

【5. 父母が離婚又は離婚調停中の場合】

- Q5-1 父母は離婚調停中で、申込者本人は母と同居しています。この場合の「生計維持者」は誰ですか。
- A5-1 父母がいる場合、原則として父母(2名)が「生計維持者」となります。ただし、離婚を前提に父と申込者本人が別居しており、父からは一切の支援を得られず同一生計と認められない場合は、母(1名)が「生計維持者」となります。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類(*)の提出を後日求める場合があります。
- Q5-2 父母が離婚し、親権者は父ですが、未成年の申込者本人は親権のない母と二人暮らしです。「生計維持者」は母(1名)でしょうか。
- A5-2 親権の有無にかかわらず、原則として父母(2名)が「生計維持者」となります。ただし、父母の離婚に伴い父と申込者本人が別居しており、父からは一切の支援を得られず同一生計と認められない場合は、母(1名)が「生計維持者」となります。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類(*)の提出を後日求める場合があります。
- Q5-3 父母が離婚し、奨学金申込時点で未成年の申込者本人は親権者である母と二人暮らしです。父から養育費が支払われていますが、父は「生計維持者」に含まれますか。
- A5-3 父母がいる場合、原則として父母(2名)が「生計維持者」となります。ただし、父が養育費を支払っていても、父が申込者本人と別居しており、同一生計と認められない場合は、「生計維持者」に含まれません。この場合は、母(1名)が「生計維持者」となります。
- Q5-4 父母は離婚し、申込者本人は父とその再婚相手とともに生活しています。この場合の「生計維持者」は誰ですか。
- A5-4 原則として、同一生計である父とその配偶者(義母)の2名が「生計維持者」となります。養子縁組を行っていない場合も、同じく、2名が「生計維持者」になります。
- ※申込者本人と同一生計である父又は母に配偶者がいる場合は、当該父又は母とその配偶者(ただし、申込者本人と同一生計とは認められない場合を除く。)の2名が「生計維持者」となります。
- Q5-5 父母は離婚し、申込者本人は母とその内縁の夫と3人で生活しています。この場合の「生計維持者」は誰ですか。
- A5-5 内縁関係(事実婚)にある場合、母と内縁の夫と申込者本人が同一生計(当該者が申込者本人の学費や生活費を負担している場合や、納税時に申込者本人を被扶養者に行っている場合)のときは、原則として、母とその内縁の夫の2名が「生計維持者」になります。
- ※申込者本人と同一生計である父又は母が内縁関係(事実婚)である場合は、当該父又は母の内縁の妻又は内縁の夫(ただし、申込者本人と同一生計とは認められない場合を除く。)の2名が「生計維持者」となります。

Q5-6 父母が離婚し、父からの支援は一切ありません。母と住んでいましたが、現在、母は再婚し、その再婚相手と一緒に暮らしていますが、申込者本人は母とは離れて一人で暮らしています。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A5-6 原則として、母と再婚相手の2名が「生計維持者」となります。母の再婚相手から学費・生活費等一切の援助を受けていないなど、明らかに申込者本人とは別生計の状態にある場合は、母(1名)が「生計維持者」となります。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類(*)の提出を後日求める場合があります。

Q5-7 父母は離婚し、現在は父母ともに連絡が取れない状態です。他に援助してくれる親族もなく、ひとりで生活していますが、「生計維持者」は申込者である申込者本人でよいですか。

A5-7 奨学金申込者である申込者本人との同居・別居の別は問わず、父母がいる場合、原則として父母(2名)が「生計維持者」となります。

ただし、父母と絶縁状態の場合で日常的に学費や生活費を申込者本人が負担している場合は、申込者本人(1名)が「生計維持者」になります(独立生計者)。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類(*)の提出を後日求める場合があります。

Q5-8 父母は離婚し、同居していた母は再婚したため家を出て行き支援をしてもらえません。父からも支援がなく、生活費は申込者本人のアルバイト収入を充て、また、祖母から食費を支援してもらい、伯父から住居を提供してもらっています。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A5-8 父母がいる場合、原則として父母(2名)が「生計維持者」となります。

ただし、父母のどちらからも一切の支援を得られず、同一生計と認められない状況であれば、日常的に学費・生活費を負担している主たる方1名(祖母か伯父のいずれか)が「生計維持者」となります。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類(*)の提出を後日求める場合があります。

Q5-9 父母が離婚した後も、申込者本人は父の戸籍に入っており父の社会保険の扶養に入っていますが、父とは一緒に暮らしおらず母と生活しています。父から養育費はもらっていますが、それ以外の支援はありません。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A5-9 父から養育費以外に一切の支援を得ておらず同一生計と認められない状況であれば、「生計維持者」は母(1名)となります。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類(*)の提出を後日求める場合があります。

Q5-10 父が失踪後、父母は離婚し、申込者本人は祖父母と普通養子縁組しています。現在は祖父母と母と一緒に生活していますが、祖父母は年金暮らしで母はパートをしています。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A5-10 主に母が申込者本人の学費や生活費を日常的に負担している場合、母(1名)が「生計維持者」となります。

そうではなく、主に祖父母(養父母)が申込者本人の学費や生活費を負担している場合、申込者本人と養子縁組された祖父母(2名)が「生計維持者」になります。法的にも申込者本人に対する祖父母の続柄は「養父・養母」となりますので、スカラネット入力時、奨学金確認書兼地方税同意書等の生計維持者欄等の記入の際には、続柄は「祖父・祖母」ではなく「父・母」として申請いただくようお願いします。

Q5-11 父母が離婚し母と2人暮らしでしたが、学校に通うため父と同居することになりました。

現在、母から支援をうけていますが、父からは食費や水道光熱費を負担してもらうのみです。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A5-11 父母がいる場合、原則として父母(2名)が「生計維持者」となります。父は食費や水道光熱費の負担のみで他には一切の支援を行っていない場合であっても、父母を「生計維持者」としてください。

【6. 父母ともに又は父母のいずれかと死別した場合】

Q6-1 父は死亡し、申込者本人は母と二人暮らしです。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A6-1 母(1名)が「生計維持者」となります。

Q6-2 父母が死亡し、未成年の申込者本人は未成年後見人である祖父と、叔父夫婦とともに生活していますが、祖父は年金暮らしで、主に叔父夫婦の収入で生活は成り立っています。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A6-2 祖父と申込者本人は明らかに別生計であって、叔父夫婦が申込者本人の学費や生活費を主に負担しているような場合にあっては、叔父夫婦のうち、主に生計を維持する方(1名)が「生計維持者」となります。

Q6-3 父母が死亡し、申込者本人は、祖父と叔父夫婦とともに生活しています。祖父は年金暮らしで、主に叔父夫婦の収入で生活は成り立っています。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A6-3 叔父夫婦のうち、主に生計を維持する方(1名)が「生計維持者」となります。

Q6-4 父母も祖父母も死亡し、申込者本人は兄と生活していますが、兄はまだ学生で、貯金を切り崩して生活しています。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A6-4 父母、祖父母ともに死亡し、兄弟姉妹がいる場合で、その親族が病気や就学等で申込者本人を扶養するだけの資力がない場合は、申込者本人(1名)が「生計維持者」となります(独立生計者)。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類(*)の提出を後日求める場合があります。

Q6-5 父母が死亡し、申込者本人は貯金を切り崩して生活しています。祖父母や叔父・叔母はいますが、経済的余裕がないため、申込者本人の学費や生活費を負担していません。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A6-5 申込者本人(1名)が「生計維持者」となります(独立生計者)。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類(*)の提出を後日求める場合があります。

(*)事実関係が確認できる証明書類の例

事象	証明書類(例)
父母と死別	・戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本 ・住民票(死亡日記載あり)
父母が離婚	・戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本
父母が離婚調停中	・裁判所による係属証明書 ・弁護士による報告書
父母がもう片方の父母からの暴力により避難している	・自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」
父又は母が生死不明(行方不明)	・自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」
父又は母が意識不明、精神疾患	・主治医による「診断書」
申込者本人が両親ではなく配偶者に扶養されている	・申込者本人及び配偶者が記載された住民票(続柄が表示されているもの)又は戸籍謄本又は当該配偶者に係る戸籍抄本及び ・課税証明書(配偶者控除の適用が分かるもの)
暴力等からの避難により父母と別居	・公的機関による証明書※
その他の事由	・事実関係を確認できる書類(第三者(機関)の所見等)

※様式例は下記ページ掲載のものを参考にして下さい。

ホーム>奨学金>奨学金制度の種類と概要>給付奨学金(返済不要)>給付奨学金の家計基準>生計維持者について

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei_izisha.html